

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年 12 月 24 日農用地利用集積等促進計画（賃借権の設定等）を認可した。

令和 7 年 12 月 26 日

愛知県知事 大 村 秀 章

農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける土地の所在する市町	賃借権の設定等を受ける者数	賃借権の設定等を受ける土地
岡崎市（権利設定）	10 者	大和町字西之坊 30 番ほか 14 筆
碧南市（権利設定）	26 者	山下町 43 番ほか 260 筆
刈谷市（権利設定）	22 者	井ヶ谷町今池 11 番 1 ほか 94 筆
西尾市（権利設定）	30 者	吉良町友国赤田 17 番ほか 144 筆
西尾市（権利移転）	1 者	西小郷町一丁目 111 番